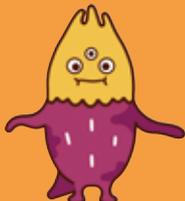


第6次



大分県食品安全行動計画

計画期間 2023年度 ▶ 2027年度



大分県



食の安全を取り巻く状況

近年、食品流通の広域化、国際化の進展により、多種多様な食品が流通するとともに、感染症の流行による食生活の変化や世界情勢の影響を受けて食の安全を取り巻く環境は大きく変化しています。
また、持続可能な社会の実現のため、食に関する分野でもSDGsの取組が進んでいます。

農林畜水産物の生産

- 農薬や動物用医薬品の不適正使用
- 家畜伝染病の発生（高病原性鳥インフルエンザ）
- 輸出の拡大



食品の流通

- 輸入食品の食品衛生法違反事例の発生
- 食品中への異物混入問題の発生
- 農薬や動物用医薬品の不適正使用食品の流通

食品の表示

- アレルギー表示の見直し／アレルギー表示欠落による回収
- 食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの通知
- 不適正な表示がされた食品の販売



健康被害の発生

- 集団食中毒の発生
- 未加熱または加熱不十分な食品による重篤な健康被害
- アレルギー物質混入による健康被害
- 自然毒による食中毒の発生

計画の基本事項

1) 目的

食品安全行政は、県政の最も基本的な行政課題の一つであるとの認識から、食品の安全性の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、県民生活の安定及び向上を確保することを目的とします。

2) 計画期間

本計画は、2023年度から2027年度までの5ケ年を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や制度改正等によって、見直しが必要になった場合には「大分県食の安全確保・食育推進本部」や「大分県食品安全推進県民会議」などの意見を聴いて、随時適切な見直しを行います。

3) 位置づけ

大分県食の安全・安心推進条例に基づく計画で、条例の基本理念を踏まえ、具体的な取組を推進するための関係者すべての共通の計画とします。また、県が策定する「大分県長期総合計画」及び「大分県農林水産業振興計画」、「大分県食品衛生監視指導計画」等の食品の安全性確保に関する事項について、調和を保つものとします。

計画の必要性

第5次計画策定後5年が経過し、この間、HACCPに沿った衛生管理の制度化、未加熱または加熱不十分な食品による集団食中毒事件、加工食品の原料原産地表示の義務化、県産農林畜水産物の輸出の拡大など情勢が大きく変化しています。このようなことから、事業者による自主管理の推進と持続可能な社会の実現に向けたSDGs達成のための取組の2つをポイントとして、基本的な3つの柱に沿った計画を策定しました。

行政、事業者、県民の責務・役割



柱1 食の安全・安心確保のための体制の整備

柱2 生産から消費までの一貫した食品の安全性の確保

柱3 関係者の相互理解による信頼関係の確立と県民との協働活動

4) 特徴

策定にあたっては、消費者、生産者、製造・加工事業者、流通事業者、学識経験者で構成される「大分県食品安全推進県民会議」や県民に対するパブリックコメントの結果などを反映させ、「大分県食の安全確保・食育推進本部」の意見を踏まえて策定しました。

食品の安全性確保に係る現状と課題の分析、旧計画の点検を行ったうえで施策目標を設定し、計画の進行管理のため、主要施策に数値目標を設定しています。また、毎年度ごとに施策の成果を公表します。

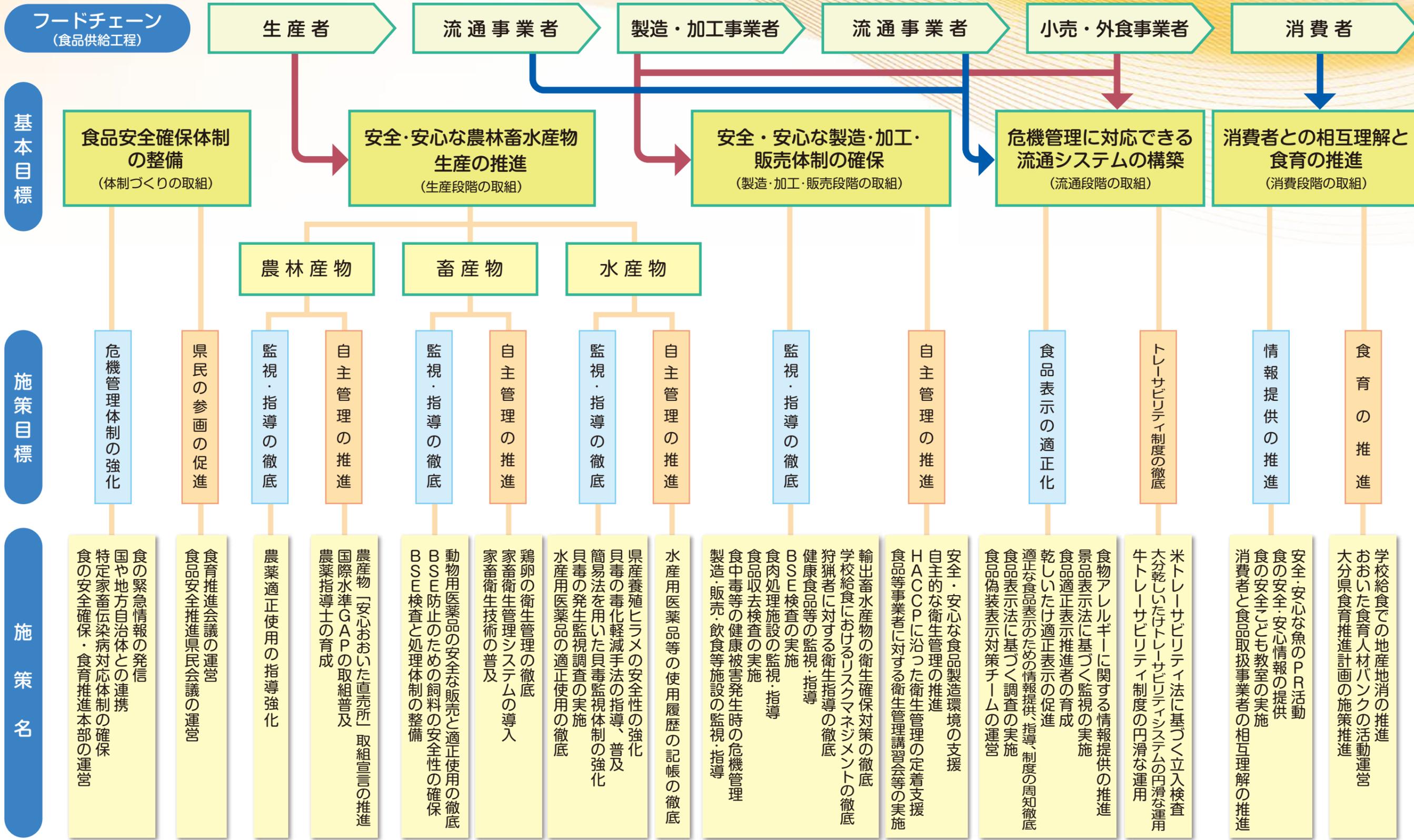
5) 目標

本計画に掲げた10の施策目標と52項目の施策に沿った取組により、食品の安全性の確保を図り、県民の食に対する信頼性の向上と県民が食の安全・安心を実感できる暮らしを目指します。



施策の組立と取組項目

生産者、事業者、県民の責務と役割を明確にし、生産から消費まで一貫した構成とするため、フードチェーン（食品供給工程）に準じて施策を整理しました。新たな取組として国際水準GAP認証の普及、HACCPに沿った衛生管理の定着支援、安全・安心な食品製造環境の支援を盛り込んでいます。また、体制づくりの取組では、引き続き施策策定への「県民の参画体制」を取り入れるとともに、消費段階の取組において、事業者と消費者の相互信頼確保のための情報提供の推進や、地域での県民活動を積極的に活用した食育の推進に取り組みます。



県民の参画と役割

大分県食の安全・安心推進条例において、県民の参画とその役割が定められており、「県民は施策に対しての意見を表明することにより、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすように努める」とされています。

そこで、本計画では、消費者、生産者、製造・加工事業者、流通事業者、学識経験者からなる「食品安全推進県民会議」からいただいた施策への提言を参考にして策定しています。

また、施策内容においても、県民が積極的に参画でき、協働活動を展開していく「情報提供の推進」や「食育活動の推進」を取り入れています。



大分県食の安全・安心推進条例

食の安全確保・食育推進本部

食の安全確保・食育推進本部会議

食に関する総合的かつ効果的な安全施策を推進する。

〈内容〉

- ①食の安全・安心確保施策の推進
- ②緊急時における対応策の決定
- ③食の安全確保に係る条例の制定

〈構成〉

本部長：副知事
本部員：関係部長、教育長、
警察本部生活安全部長

施策の提示
情報の公開



施策の提言

食品安全推進県民会議

食の安全・安心確保に必要な取組について協議し、施策の提言を行う。

〈内容〉

- ①情報の共有と相互理解等
- ②主体的な取組
- ③意見の表明

〈構成〉

消費者、生産・製造者、流通・販売者、
学識経験者等 20名以下

計画の提示



計画への提言



食の安全確保推進幹事会

推進本部の決定に基づき各種施策を実施する。

〈内容〉

- ①推進本部に付議する事項の協議
- ②緊急時における対応策の協議
- ③本部長からの指示事項の処理

〈構成〉

幹事長：生活環境部審議監
幹事：関係課室長

進行管理



食品安全行動計画

- 食の安全・安心推進条例に基づく計画
- 計画期間は5ヶ年
- 食の安全確保・食育推進本部が進行管理

第6次計画活動指標（2023～2027年度）

	施策名	項目	指標	担当課室
1	国際水準GAPの指導・取組推進	指導経営体数	180経営体	地域農業振興課
2	BSE検査と処理体制の整備	96か月齢以上の死亡牛検査率	100%	畜産振興課
3	BSE防止のための飼料の安全性の確保	生産者検査件数	36件/年	畜産技術室
		飼料検査件数	12件/年	
4	動物用医薬品の安全な販売と適正使用の徹底	動物用医薬品検査回数	1回/年	畜産振興課
		販売者立入件数	20件/年	
5	家畜衛生技術の普及	調査回数	20回/年	畜産振興課
6	家畜衛生管理システムの導入	農家指導回数	20回/年	畜産振興課
7	鶏卵の衛生管理の徹底	調査回数	20回/年	畜産振興課
8	水産用医薬品の適正使用の徹底	指導書発行および巡回指導回数	60回/年	水産振興課
9	貝毒の発生監視調査の実施	プランクトン調査地点数	6地点/年	漁業管理課
10	簡易法を用いた貝毒監視体制の強化	貝毒検査地点数	6地点/年	漁業管理課
11	貝毒の毒化軽減手法の指導・普及	実施養殖業者率	100%	漁業管理課
12	県産養殖ヒラメの安全性の強化	実施養殖業者率	100%	水産振興課
13	製造・販売・飲食等施設の監視・指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視率	100%	食品・生活衛生課
14	食品収去検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく検査率	100%	食品・生活衛生課
15	健康食品等の監視・指導	検査件数	5件/年	薬務室
16	狩猟者に対する衛生指導の徹底	研修会実施回数	3回/年	森との共生推進室
17	学校給食に対する衛生指導の徹底	講習会実施回数	3回/年	教育庁体育保健課 食品・生活衛生課
18	輸出畜水産物の衛生確保対策の徹底	対EU輸出水産食品取扱施設の監視回数	1回/月	食品・生活衛生課
19	HACCP民間指導者の資質向上研修の実施	研修会実施回数	2回/年	食品・生活衛生課
20	食品産業の技術の高度化推進	高度化技術研修会	3回/年	工業振興課
21	適正な食品表示のための情報提供、指導	講習会実施回数	56回/年	食品・生活衛生課
22	乾しいたけ適正表示の促進	ウォッチャー商品監視数	210商品/年	林産振興室
23	食品適正表示推進者の育成	講習会実施回数	1回/年	食品・生活衛生課
24	消費者等に対する食の安全・安心に関する講習会の実施	開催回数	2回/年	食品・生活衛生課
25	食の安全・安心情報の提供	情報提供回数	1回/月	食品・生活衛生課
26	安全・安心な魚のPR活動	実施校数	4校/年	水産振興課
27	おおいた食育人材バンク等の食育活動参加者数	参加者数	3,500人/年	食品・生活衛生課
28	学校給食での地産地消の推進	「学校給食1日まるごと大分県」実施回数	1回/年	教育庁体育保健課



計画内容を詳しく知りたい方は

大分県庁ホームページに「第6次大分県食品安全行動計画（本編）」を掲載しています。

ホームページアドレス

<https://www.pref.oita.jp/site/suishin/keikaku6.html>

または 県庁ホームページから

「食品安全行動計画」 または ページ番号「0000202341」で検索

このパンフレットについてのお問い合わせは

大分県食の安全確保・食育推進本部事務局（大分県生活環境部食品・生活衛生課）

大分市大手町3丁目1番1号 TEL (097) 536-1111（代表）



各施策に関するお問い合わせは

担当部署名	担当内容
福祉保健部 薬務室	健康食品の安全等
生活環境部 食品・生活衛生課 県民生活・男女共同参画課	製造・販売・流通での安全、HACCP推進、県民参画、食育等 景品表示法に基づく監視
農林水産部 農林水産企画課、畜産振興課 水田畑地化・集落営農課 地域農業振興課 畜産振興課 畜産技術室 林産振興室 漁業管理課 水産振興課 森との共生推進室	家畜伝染病対策本部の運営 米トレーサビリティ法に基づく立入検査 農産物の安全生産等 畜産物の安全生産、家畜衛生等 飼料安全等 林産物の安全生産・流通等 水産物の安全流通等 水産物の安全生産等 狩猟者に対する衛生指導
商工観光労働部 工業振興課 新産業振興室	食品製造業の支援 計量法に基づく表示
教育庁 体育保健課	学校給食の衛生対策
TEL (097) 536-1111（代表）	

謎解き大分の「おいしいモン」
キャラクター



みかんモンスター
「カンカンロウ」



しいたけモンスター
「ゲンボクー」



白ねぎモンスター
「シロロン」



ぶりモンスター
「ドコサヘキサドン」



さつまいもモンスター
「トロン」